

東京大学アメリカ科同窓会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は、東京大学教養学部地域文化研究学科アメリカ分科（現北アメリカ研究コース、及び旧教養学科アメリカ科）の同窓会であり、「東京大学アメリカ科同窓会」と称する。
- 第 2 条 本会は、会員相互の親睦を図り、併せてアメリカ科の発展に寄与することをもって目的とする。
- 第 3 条 本会の事務所は、会長の定める所に置き、付則に定める。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 本会は、その目的達成のため、次の事業を行う。
- 1) 会員の親睦を図ること
 - 2) 会誌、及び、会員名簿の発行
 - 3) その他、本会の目的を達成するために必要と認める事業

第 3 章 会 員

- 第 5 条 本会は、次の各号に該当する者をもって構成する。
- 1) 第 1 条のアメリカ分科、及び、その前身の科（以下、アメリカ科という）の卒業生
 - 2) 東京大学大学院総合文化研究科、及び、その関連の研究科においてアメリカ研究を専攻した者
 - 3) アメリカ科の教授、助教授、講師、助手、嘱託、又は、その職にあった者
 - 4) アメリカ科に関係ある者で、役員会が入会を認めた者
 - 5) アメリカ科を転・退学した者で、本会に入会を希望する者

第 4 章 役 員

- 第 6 条 本会に、次の役員を置く。
- | | |
|----------|-----|
| 1) 会長 | 1 名 |
| 2) 副会長 | 若干名 |
| 3) 監査 | 2 名 |
| 4) 総務部長 | 1 名 |
| 5) 総務副部長 | 若干名 |
| 6) 会計部長 | 1 名 |
| 7) 会計副部長 | 若干名 |
| 8) 業務部長 | 1 名 |
| 9) 業務副部長 | 若干名 |
- 第 7 条 会長、副会長は、総会において、会員の中から選出する。ただし、再任を妨げない。
2. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

- 第 8条 第6条の役員のほか、アメリカ科の卒業年度ごとに（以下、期という）、幹事1名、及び、副幹事1名を推薦し、会長これを委嘱する。また、第5条第2号会員を代表する幹事若干名、及び、第5条第3号会員を代表する幹事若干名を推薦し、会長これを委嘱する。
2. 幹事は、同期の会員、第5条第2号会員、又は、第5条第3号会員を代表し、且つ、統括する。
 3. 副幹事は、幹事を補佐し、幹事に事故あるときは、これを代理する。

- 第 9条 監査は、総会において、会員の中から選出する。ただし、再任を妨げない。
2. 監査は、本会の会務、及び、経理を監査する。

- 第10条 各役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員は、任期満了後でも、後任者が決定するまでは、引き続きその任にあたるものとする。

第 5 章 顧 問・常任顧問

- 第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会において、推挙する。
2. 役員会は、アメリカ科の現職教員の中から、顧問を推挙し、常任顧問とする。常任顧問は、役員会の要請に基づき、役員会に出席することができる。

- 第12条 顧問は、役員会の諮問に応ずるものとする。

第 6 章 総 会

- 第13条 総会は、定例総会、及び、臨時総会とし、会長が議長を務める。
2. 議決は、出席者の過半数をもってし、賛否同数のときは、議長これを決す。
 3. 定例総会は、原則として毎年5月に開催するものとし、日時は、前年度の定例総会において決定する。
 4. 臨時総会は、会長が必要と認めたときに、役員会の決定をもって会長これを招集する。

- 第14条 総会は次のことを審議する。

- 1) 会務の報告
- 2) 予算、及び、決算の承認
- 3) 規約の改廃
- 4) 会長、副会長、及び、監査の選出
- 5) その他、必要な事項

第 7 章 役員会、及び、幹事会

- 第15条 本会の役員会は、役員をもって構成し、会長これを招集する。
2. 本会の幹事会は、役員、及び、幹事をもって構成し、会長これを招集する。

- 第16条 役員会、及び、幹事会の議長は、会長を務める。議決は出席者の過半数をもってし、賛否同数のときは、議長これを決する。

- 第17条 会員は、幹事会に出席して、意見を述べることができる。

- 第18条 本会には、次の部会を置き、会務を分担する。
- 1) 総務部
 - －総会、役員会、及び、幹事会に関する事
 - －規約の改廃に関する事
 - －本会の渉外事務に関する事
 - －その他、庶務一般に関する事
 - 2) 会計部
 - －本会の会計に関する事
 - －本会の運営に必要な資金調達に関する事
 - 3) 業務部
 - －会誌、及び、会員名簿の発行に関する事
 - －会員の親睦を図るための、文化・厚生・体育活動に関する事
2. 部会には、部長、副部長の下に、委員若干名を置く。
3. 前項の部長、副部長、及び、委員は会長これを委嘱する。

第 8 章 会 計

- 第19条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金などをもってあてるものとし、詳細は、別途、会費規程に定める。
- 第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日をもって終る。

第 9 章 事 務 局

- 第21条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
- 第22条 事務局に事務員を置く場合は、総務部長が事務局長の任にあたり、事務局を統括する。
2. 事務局員は、会員以外からも選ぶことができるものとし、会長がこれを委嘱する。

第 10 章 規 約

- 第23条 本規約の改廃にあたっては、総会の承認を得なければならない。
- 第24条 本規約に定めるもののほか、本会運営に必要な細則は、幹事会の承認を得て、別に定める。

第 11 章 付 則

- 第25条 本会の設立年月日は2004年5月21日とする。
- 第26条 本会の所在地は、「新会長の自宅住所」「新会長名」 宅 とする。
- 第27条 本規約は、2004年5月21日より施行する。
2. 2018年4月1日改定された。